

部会の運営方法について（案）

1 所掌事務ごとの審議の場の整理

	所掌事務	根拠法	審議の場
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の決定に際し意見すること	子ども・子育て支援法	審議会 (本体)
2	子ども・子育て支援事業計画の策定・修正に際し意見すること		
3	子ども・子育て支援施策の総合的・計画的推進に関し必要な事項等（計画の進捗管理）		
4	家庭的保育事業等の認可に際し意見すること	児童福祉法	部会
5	その他市長の諮問事項		事案に応じ て判断

根拠規定については3頁を参照

2 部会の議決の取扱い

府中市子ども・子育て審議会条例第9条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする。

府中市子ども・子育て審議会条例 抜粋

（部会）

第9条第3項 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3 部会の正副会長及び会議

府中市子ども・子育て審議会条例第7条及び第8条の規定を、「審議会」を「部会」に読み替えて準用する。なお、この場合の委員は、臨時委員を含むものとする。

府中市子ども・子育て審議会条例 抜粋

（会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 その他

府中市情報公開条例第32条の規定(会議の公開に関する除外規定の第2号及び第3号)に基づき、家庭的保育事業等の認可に係る部会は非公開とする。

府中市情報公開条例 抜粋

(会議の公開)

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

【審議会の所掌事務関連の根拠規定】

府中市子ども・子育て審議会条例 抜粋

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

子ども・子育て支援法 抜粋

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ★(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- ★(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- ★(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- ★(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第31条第2項 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を(～中略～)聴かなければならない。

第43条第3項 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を(～中略～)聴かなければならない。

第61条第7項 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を(～中略～)聴かなければならない。

児童福祉法 抜粋

第34条の15第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。